

平成26年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年6月18日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月18日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 安全安心課長	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次子長兼 子育て推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	保険医療課長	伊藤 光彦
	産業建設部	部長	上田 実	次長兼 まちづくり推進課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	加藤 和己		
消防本部	消防長	奥村 光司	総務課長 兼予防課長	伊藤 啓二	
教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保	
	生涯学習課長	伊藤 保光			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第44号 蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第27号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第28号 蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第29号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第30号 蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第8 議案第32号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第9 議案第42号 町道路線変更について
- 日程第10 議案第41号 海部津島土地開発公社の解散について
- 日程第11 議案第43号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 発議第4号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について
- 日程第13 発議第5号 学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第6号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について
- 日程第15 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第16 議案第44号 蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第17 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程第18 選任第4号 議会運営委員会委員の選任補充について
- 追加日程第19 議席の変更

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成26年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしく願いたいいたします。

皆さんのお手元に、発議第4号から第6号までの意見書案、選任第4号、議会運営委員会報告書、各常任委員会の審査報告書、防災建設常任委員には総務民生常任委員会で配付されました議案第27号及び第29号の資料が配付してあります。

また、議員には、平成26年第1回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで、鈴木民生部次長より、「子育てに関するアンケート調査」の訂正発言の申し出と服部政策推進室長より行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、第2回蟹江町議会定例会の初日冒頭にお配りをいたしました「子育てに関するアンケート調査報告書」の中で訂正がありましたことで皆さんにお願いをいたしたいと思っております。

報告書内148ページの上段の小学生児童の集計表でございますが、こちらの集計表が間違っておりましたので、皆様、お手元にある資料のほうを148ページ上段の集計表の上に貼付をお願いいたしたいと思っております。

大変ご迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

○政策推進室長 服部康彦君

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、姉妹都市提携を結んでおりますマリオン市の派遣団の受け入れスケジュールについてご報告を申し上げます。

マリオン市派遣団については、7月12日土曜日から18日金曜日までの7日間来町されることになりました。蟹江町としましては町を挙げて歓待をしたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

本日、お手元のほうに平成26年度マリオン市派遣団受け入れスケジュール一覧を配付させていただきました。議員各位の皆様には黒くちょっと塗り潰してあって見にくいかと思いますが、7月13日日曜日の午前11時よりのウエルカムパーティー、12時からの立食パーティーへの全議員のご出席をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

期間中のスケジュールにつきましては、記載がしてございますように、町の公共施設の見学、町内産業見学を初め、生徒さんの学校生活体験等を記載してございますので、お目通しのほうをお願いを申し上げたいと思っております。

なお、ウエルカムパーティーの案内につきましては、6月下旬に当日の時間、場所、服装等を含めましてご案内をさせていただきますので、ご出席のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長 吉田正昭君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、6月12日に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1 番目、意見書の取り扱いについてであります。

平成26年第2回定例会に提出された意見書、17件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は3件ございました。

ア、「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書、イ、学童保育の充実と最低基準づくりを求める意見書、ウ、憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書、この3件は全会派の賛同が得られましたので、本日議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、不採択することになった意見書は14件ございました。内容につきましてはお手元の配付資料アからセでございますので、お目通しをお願いいたします。

この14件については、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

2 番目、地方自治体における政党新聞紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情の取り扱いについてであります。

こちらについては配付することのみとなりました。

3 番目、第3回定例会(9月)の日程についてであります。委員会報告書に添付されてありますとおり決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

4 番目、会派の退会についてであります。

会派「清新」から高阪康彦議員、大原龍彦議員、安藤洋一議員が退会をされましたので、議長から諸般の報告を行います。

5 番目、新会派の結成についてであります。

平成26年6月12日付で高阪康彦議員、大原龍彦議員、安藤洋一議員、水野智見議員より「新風」の会派届が提出されましたので、議長から諸般の報告を行います。

6番目、議席の変更についてであります。

新会派結成に伴い、別添のとおり変更することになりました。

7番目、議会運営委員会の構成についてであります。

6月12日付で高阪康彦議員から議会運営委員の辞任願が提出されましたので、辞任について議会の許可を行います。辞任許可後、議長の指名により議会運営委員会委員の選任の補充を行います。

また、議会運営委員会規程第4条の所属議員数の区分に準じて、無会派議員5名の中から委員2名を選出しておりましたが、新会派が結成されたことにより無会派議員が4名となりましたので、1名辞任となります。

なお、本日全ての案件終了後に追加日程により議会運営委員の辞任について採決を行い、選任の補充を行った後、議席の変更を行います。

8番目、その他についてであります。

9月議会議案説明会の開催日について。

8月22日金曜日、午前10時から全議員に議案説明を行います。

以上、報告を申し上げます。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 「諸般の報告」を行います。

最初に、会派の退会についてであります。

「清新」より、安藤洋一君、高阪康彦君、大原龍彦君の3名が退会された旨の報告をいたします。

次に、6月12日付で新たに会派届が提出され、これを受理いたしました。

名称は「新風」で、会長は高阪康彦君、会員は大原龍彦君、安藤洋一君、水野智見君の4名であります。

最後に、6月17日付で「清新」から会派名称変更届が出され、これを受理いたしました。名称は「新政会」です。

以上、報告を終わります。

○議長 吉田正昭君

日程第2 議案第44号「蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

大変いろんな形でおやりになったわけでありませけれども、この中身でございますが、今回加藤建設さん、前は2億円の入札を最初1回目に出されまして、それで落ちなくて2回目のときには辞退をされたわけでありませ。今回、同じく加藤建設さんが1億7,900万円で1回で落札をされたわけでありませ。では、なぜ今回は落ちたのか。その原因につきましては先ほど副町長からもお話があり、全員協議会の際にもお話があったわけでありませけれども、特に今年度のこの予算については、工事費として2億600万円の当初予算が上げられていたというように思うわけでありませ。その中で、最初のときは1億8,440万円が落札の基準で出されておった。今回、このように変化をしてきたことの第1点が駐車場、前回の基本計画では108台の駐車場の整備をしようと。それを外しまして9月のときに補正予算を組んで、その入札をしたいという1点が明らかに出ておるわけですが、そのほか資材の高騰、人件費の高騰があった。そのことについて非常に設計単価の違いがあったから、今回それも見直したという中身について、本体価格ですね。今回駐車場を除いて本体だけをやったらこういう数字になったというのは、駐車場は多分当初のときに4,500万円くらいだと思います。違うかもしれません。正式な資料をもらっていませんが、大体4,500万円か5,000万円くらいではなかったかなと思うんです。それでざっと計算をしていきますと、次の9月の補正のときには3,000万円追加をして5,000万円ぐらいのことになるのではないかとと思われるんですが、これは私があくまでも勝手な数字を言っでは申しわけありませんので、それらについてもう一度、今回の本体価格、駐車場は省きましたよ、駐車場は大体幾らの予算を組んでおりますよと。そして今回の1階から4階までの間の、これは12月に出された資料に基本計画が書いてあるわけでございますけれども、1階はどうする、2階はどうする、3階、4階をどうする、非常階段をどうすると。こういう全体的な構造の内部の問題については直っていないよと。ただし、基礎単価、設計単価の見積もりで、材料費だとか人件費について10%か15%ぐらいのアップの設計単価をやっ、今回の金額が出たのではないかというふうに私は勝手に想像をしておりますが、具体的には事務局のほうから私が今申し上げたことについては、ああ、それは違うよと、本当はこうですよと言え間の説明をまず求めたい。

もう一度、今の副町長の話ではわかりませ。まさしく握りかというふうに捉えて、そんないいかげんなことをやっおっていいのかということになりますので、必ずこれはどこどこを改正して、こうなった。そして駐車場は9月のときに補正を組んで、108台の整備は変わらないなら108台の駐車場を完備したいと。大体それは予想としてはどういうことですか

ということ、数字をずっと本来なら言ってもらえるとわかるんですよ。これではさっぱりわかりません。正直言って。落とすための数字をつくったのか。逆に言えば。逆算するとそういうふうになってしまう。そして町は2億6,000万円という当初予算に比べて、今度実際は駐車場を完備して総トータルをやると幾らになるのですか。これは9月に明らかになるわけでございますので、ぜひもう一度、わかりやすい説明をお願いしたいのが第1点。

2つ目は、最初から前回でございますけれども、12社のうち6社が辞退をされている。その辞退をした人たちは今回入札から外しております。そして新しい業者を入れて12社にして、同じようにおやりになったわけでございますけれども、こういう経過、前回1回から指名業者として入札をお願いしたにもかかわらず、6社の人が最初から辞退だと、こういうことなんです。もうそうすると、その時点で辞退をしたということは、誰が見積もってもこれはとてもではないがでんよということが、数字の上で各業者はわかっておったということになるんですね。でも、1回目は6社が数字を出してくださって、一番高いやつで2億3,500万円、これが一番高かったわけですね。丸亀産業さんですけども、そこでも3,500万円の差があつて加藤建設さんは2億円で一番低かったんですね。それで2回目はだめだよと言ったときに、それではやめたと辞退なんです。こういう大変我々にとっては一体何なのか。世間で言われるように、愛知県でもちっとも落ちないだとか、全国的に今、落ちないという状況を掌握しておるわけですね。今はそうかと。いいわけですが、中身をもう少し明らかにしながら、やっぱり説明をしていただかないと、勝手な憶測で私みたいに勝手な憶測でものを言いますよ。いいですか。だからもう一度わかりやすく、本体については従来の設計どおりでございますと、どこも直っていませんと。原材料費のアップと人件費のアップのパーセントでやると大体15%ぐらいだと思うんですが、この数字ではじき出したのは本体のあれでございましょうと。そして駐車場につきましては、まだ9月に出てまいりますけれども、大体当初のときは駐車場はこれだけ入っておったけれども、今度は外したのでこんなふうだということ、分けて言うということだと思うんですよ。

ぜひもう一度、理事者側のほうから正式にこういうふうなんだよということをお願いだけだと、数字のことでございますので。考え方はわかりますよ、私は。わかりますが、数字のことは明らかにしておいたほうがいいのではないかと思いますので、もう一度お願いを申し上げます。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご答弁をさせていただきます。

資材単価のほうの高騰の内訳でございますけれども、南棟のほうの改修のところでは建具、屋外階段等のものがございまして、そちらのほうは1.5倍から1.6倍の高騰になっております。

また、駐車場のところでございまして、そちらのほうの資材購入度または場内の敷き戻しの単価のほうもアップしてございまして、こちらが2割ほどのアップになってございまして、

て、先ほど申し上げておりますように、資材単価のほうの高騰と、また、人件費の高騰があったというところで設計のほうの精査をさせていただきましたところ、予算額よりも大幅に超えてしまいましたので、何を削除したらいいのかというところで検討させていただきました結果、駐車場と電灯工事のほうを削除させていただいて入札に臨みました。

以上です。

○副町長 河瀬広幸君

今、担当のほうが申し上げましたように、トータルで積算をした結果、そうなったわけがありますが、もともとこの積算につきましては、非常に厳しいということは予想しておりました。それで個々の積算をした中で、今言いましたように予想以上の資材の単価の急騰が工事の関係では約1.6倍くらい、それから運搬経費の急騰で1.3倍くらい、それから資材単価の既製品等も値上がっております、トータルですと約2億2,500万円ぐらいのトータルの数字になったわけでありまして、そんな中で内容につきまして見ましたところ、もともとこの内容の仕様につきましては基本的に蟹江高の跡地を整備する段階で、非常にコンパクトに予算をかけないでまずはやろうということになりましたので、仕様につきましてもランクを普通のやつを落とした状況で使われておりますので、内容の変更もできませんでした。となると、今回早期に発注をしなければいかんことがございましたので、その中から次回最終整備になります駐車場舗装整備工事、それから周囲の街灯工事を抜きまして、予算の範囲の2億円以内におさめまして、そして予定価格を1億8,440万円にセットして入札を執行したものであります。ですから、トータル的にはもともと大きなものは資材等の急騰がありましたが、大体2億2,500万円ぐらいの総額予算の中で絞り込んで、今回の予定価格を策定し、それらの範囲内で落札したということでありまして、そして結果としましては、菊地委員が言われましたように、当初2億円の加藤建設の最低価格がありましたので、今回の落札価格でいきますと差額が約1,600万円ぐらいですか。その辺のことを考えますと、これは次回に駐車場舗装整備工事も含めて発注するときは、その辺の数字を軸に再検討しまして、それから資材単価を含めた内容を精査しながら、今回9月のほうの入札に向けて準備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

9月のときの補正と入札の結果で総額がわかってくるわけでございますけれども、そのときに言うべきなのか、今言うべきなのか、今の段階では当初予算では2億600万円だと思っておりますけれども、工事費として当初予算が組んであるんです。工事費として組んであって、そしてそれを第1回のときには予定価格は1億8,440万円という形にして、それで入札かけたら2億円で加藤建設が出して、それではだめだよと言ったら全員が辞退です。その前に1回目から半分は辞退、残った12社、名前は12社選んだかもしらんけれども6社しか参加してい

ないわけ。そのうちの6社が1回目は書いてくれた加藤建設が2億円、もう1個が一番高いところが2億3,500万円で書いたわけですね。そして2回目、これではだめだよと言ったら、6社が全部辞退。やめたと。話し合いにもならなかったということなんです。

そこで当局が考えた方法として、どうしてもやってもらいたい。そしてその落ちなんだ原因や理由としては、全国的にも波及しておりますけれども資機材の暴騰もありましょうし、人件費もあったよと。だから今回、この蟹高の南校舎についての入札、最初の設計、その中身については非常階段をつくり、そして部屋の改修等々の設計上の改修の変化、これはそのままではありませんよと。あるのは単価の問題で材料と人件費の単価が上がったので、それをざっと計算をしてくるとこのぐらいは必要だと。あわせてこれは南校舎だけの問題。南校舎だけ。駐車場は108台をやるのを9月、ざっと計算をしていくとこれは2,100万円あるわけです。2,100万円で駐車場をやれば一緒でよかったわけ。そうすると2,100万円で次の9月の入札のときには無理でしょうということ、これはわかるわけですね。そうすると3,000万円ぐらいを足して5,000万円ぐらいの駐車場の工事かなと。駐車場は大体5,000万円ぐらいかなと。これは9月になれば明らかに出てくるわけですがけれども、それを計算していくと、この全体的には2億円、当初予算よりも大体3,000万円ぐらいアップになるのかなと、こういうふうにするんですけども、我々には設計の資料もありませんし見積もりの中身もわからないわけ。だから皆さんがおっしゃっていることについて、ああそうなのねと、こういうことなのねと、よう頑張ってくれたねと、こういうふうには本来は言いたいわけなの。ところがどう考えても腑に落ちないというふうな結果の中でおると不信感を持つわけ。これでも高いか安いかわかることは、私は専門家でないのでよくわかりませんが、これも地元の業者だからおまけに自分ところの周りだから、よう頑張ってくれたなと。例えば今度落としてくれた加藤建設さん、よう頑張ってくれたな、大変だったねと言って思えるかどうかということも大事なことなんです。だから我々はどういう角度で今回の入札を直視したほうがいいのか。わかりやすく、課が変わったり部が変わったりいろいろあったと思いますけれども、フットサルの問題も当初のときは入っておったけれども、ナイターをやって、そんなことに金をぎょうさんかけて、どれだけの人が利用するのと。同じことならば駐車場のほうがということで基本的に変ったわけね。それで駐車場もちゃんと図面を書いて108台が北側のところへずっと最初の説明であるように、これは変わらないんですね。駐車場、自転車置き場スペースというやつ、これは変化ないんですね。そして出ておるのは、当初出たのもこの図面で前回説明された4階、1階からこういうことね。これも変化ないんでしょう。全てについてこの12月に我々に示された南棟の1階、2階、3階、4階部分、それから屋上、非常階段、これの全体についての変化はございませんと。これはもう一度確認しますが変化はありません。そして今回は先ほど上がった資機材、材料、人件費、それが高くなったために、この最初の設計単価では無理だったから、一応計算を今に合わせてやると。そしてこういう数

字が出て、今回の1億8,350万円、これが予定価格で入札をかけたところ、加藤建設さんが1億7,900万円で落としてくださって執行率97.5%だったと。下水管のほうだと99.何%で確実に下水管へすごくね。そうすると、それよりもあれだけれども、97.5%で落とされましたよと。こういうことをもう一度確認しますけれども、最初の入札をかけたときと同じ建物の関係については、設計変更はありませんと。非常階段をなくしたとか、部屋の内装を変えたとか、そういうことは一切ありませんと。最初の我々に説明したとおりの中身で、資機材の高騰分だけを上乘せをした数字が出て、何%町長が切ったかわかりませんが、一応1億8,350万円という予定価格を持っておったところ、こういう形で落ちましたと。そういうことですね。変化ないですね。建物や中身の変化はありませんと。あつたのは今言った数字上の見積もり上のこういう変化がありましたと。こういうように、我々理解をしておいてよろしいですか。

○副町長 河瀬広幸君

今、菊地議員が語るお話しされたように、全く変わってございません。結果としては、駐車場の舗装部分を抜いただけでありますので、あとはその舗装部分と今回予定しておりますのが、若干6月ごろに北門のほうの東側のフェンスのほうがちょっと倒れておりますので、その辺の細かい補修工事もありますので、それは9月の最終整備工事までの間の中で、手を加えなければいけない部分につきましては、また新たに少し考えをしなければと思っておりますが、現在の段階ではあくまでもお示しした設計内容は変わっておりません。たまたま駐車場の舗装整備工事を、総額予算を超えたために抜いて、次回の第2期工事として発注するようにやっただけでありますので、仕様等も全て変えてございません。

以上でございます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

今、提案に先立ちまして、ご質問にお答えしていただいたんですけども、私、最初これを受け取ったときに添付資料も何もないなという印象だったんですよ。大体この請負契約の締結について、こういう形で常に出されますけれども、前回は協議会のときに不調に終わった入札の経過とか、今後どうするかということで大まかなご説明をいただいておりますけれども、しかし最終的に何がどういうふうに変化してこういうことになったのか。そして事業の総額はどのように変化していくのかというようなことについて、最初にきちんと添付資料で説明をすべきだというふうに思うんです。こちらから聞かなければその内容について、いつも十分な説明が行われないし、口頭のやりとりで誤解や曲解もあるわけですので、このような事業の変更や中身については、きちんと文書、資料で添付し、表示していただくということにいかないのでしょうか。いつもこのことについて説明不足だなというふうな印象を持っておりますけれども、どうでしょうか。

○副町長 河瀬広幸君

これは全員協議会を含めてる説明をさせていただいたわけですが、実際お渡ししているのが今回の事実関係の資料として、選定調書、それから執行状況等であります。ただ、それに至る経緯につきましては、今回再入札ということでありましたので、細かい資料をおつけできるかどうかの非常に微妙な金額のこともございましたので、なかなかつけづらいことがございました。ただ、1点申し上げますのは、あくまでも大きな内容は変更してございませんので、駐車場の舗装整備工事を次期に送ったということだけでございますので、金額の数字につきましては、前回の入札と今回の入札、それと予定価格、予算の範囲の中でやらしていただいたことをご理解を賜りたいと思います。ただ、今後につきましては、こういう事項につきましてもできるだけ資料もおつけできるように試みたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○8番 中村英子君

担当している事務職の方々とこっちで聞くほうの側とのやっぱり落差というのがあるかもしれないんですけども、今副町長が大した中身の変更ではないので、このままお出ししたみたいな形なんですけれども、しかし、今もお伺いしたように設計単価がどこどこでどれだけの部分が変わったとか、駐車場を外しましたとか、では駐車場に幾らかかりましたとか、そういうようなことについて事前にやっぱり文書で入れてほしいんです。ちょっと理解に差が出てしまいますので、十分な説明ということについてはちょっと足りないんじゃないかというふうに思っていますけれども、では、今の副町長の答弁でこのことについて、大した変化でもないし、大したことではないので、事前に説明資料なんかを出す必要はないと、そういうような考えなんですか。私としては、本当に丁寧に説明するということができれば、最初にこれを出した時点で、内容の変化や総額がどう変化するかというようなことについて、添付資料を入れるべきだというふうに思っているんですけども、その必要がないというふうにおっしゃれば、それは出さないでしょうし。私はその点についてちょっと説明不足という感を否めませんので、そうするとみんな理解が余り十分にいきませんから、もう少し私は添付資料を出して、納得のいくような説明をしていただきたいと。そちらは納得していると思うんです、自分たちのやっていることは。ちょっと受け手と差がありますので、その辺の配慮というか考慮は必要ではないかと思っておりますけれども。副町長がこの程度は必要ないのでいいんだと言い切ってしまうと、それはそれですよ。私は別にそれには反論しませんが、こういう感想や印象を持っていますよということを、まず申し上げたいんですが。どうですか。

○副町長 河瀬広幸君

私は決してそういう意味で言ったわけではございませんが、確かなかなか非常に難しく

て、例えば中身につきましては、校舎の見直しだとか単価の設定もいろいろ細かいことがありましたので、トータルとしては全体の考えを変えておりませんので、その中で舗装整備工事は最終に舗装をやりますので、それを次回に送れば最終的な工事はできるという判断のもとでやりましたので、決して大したことではないということではございません。

もう一つは、もともと補正予算の話もあるはあったんですけども、基本的に今回工期の発注も含めて建設業界は非常に厳しい状況にありますので、できるだけ建築業の工事も早く発注したいということもございましたし、そういうことを最大に考慮して、一部の内容にとどめて、できるだけ現予算におさめて執行したという経緯がございます。ただ、今後につきましても、議員おっしゃるように我々は事務職ですからよくわかりますが、なかなか議員の皆さんにとっては理解しづらい部分があると思いますので、今後につきましては最大限それらの資料も含めて出せるような努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

それではちょっと最終確認をしますけれども、今は事業の総額は変わらないと。当初に旧蟹高跡地の整備計画で出している当初予算の総額、事業の総額は変わらないという認識でいいんですね。ということは。そういうふうになりますよ。事業の総額は変わらないという。いえ、だから私はわざと……。総額は変わらない中身の変化だからやってもいいと、そういうふうだね。ちょっと私、最終的に言っておきたいわけ。

全部ですよ。蟹高跡地の全部を含めた総額ですよ。これのことを言っているわけではない。総額の整備費です。当初に予定しておる総額です。その全部当初に予定しているものについて変わらないということであな方はいいから、いいんだよというふうに曲解してしまうわけ。誤解してしまうわけ。だから言っているんです。

○副町長 河瀬広幸君

事業内容について変わらないという意味で、もちろんそれは発注時期だとかいろいろな状況によっては変わってきますので、事業費そのものは変動はあり得ます。それはもう前提です。

それと蟹高の跡につきましては、もともと用地を取得する段階からできるだけ予算を削減してやるつもりでございましたので、総合としてはトータルの大枠の中で抑えたい気持ちはございました。ただ、やっぱり時の経過とともにいろんな状況が変化してきますので、必要でなかったものが必要であったり、さまざまな状況が変化しますので、決して大きく変化するものではありませんが、その範囲の中で努力してやるということではございますので、決して総額は変わらないということではなくて、内容の大きな変更はないということで、我々は最初に基本方針で出したコンパクトでまずは利用価値を高めるための整備をしていこうという

基本理念は変わりませんので、それをご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

この問題はどこにあったのかということをお前はちょっと聞きたいんですけども。要は、1回目の入札のときに2億円で加藤建設が数字を出してきたわけですが、しかし蟹江町の予定価格とは合わなかったからということで全ての業者が辞退された。それで2回目、駐車場整備でそれを省いて入札をかけて今度は落ちたと。前のことを言っでは申しわけございませんが、1回目のときに前回のときに全部やってもらうので2億円で、もし加藤建設さんに落ちたなら、それで全部やっていただけたはずなんですよね。今回不調に終わったからということでまた組み直して省いて、今回1億9,300万円で駐車場以外で落ちたわけですね。今の話、駐車場で大体今度4,000万円ぐらいの話を聞いているとそのぐらいの予定をされておるわけではないですか。4,000万円から5,000万円ぐらいの予定をされておる。そうすると全体で2億4,000万円から5,000万円使わなければいかんということになる。最初の1回目なら2億円で全部やってもらえるやつが今度2億4,000万円かからなければやれんということになって、この4,000万円というのは誰の責任になるのですか。お前はそう思うんですがね、今回ですから前のことは言っではいかんですよ。積算ですよ。下水だって今回6本も7本も、とりあえず100%に近い九十七、八%で落ちておりますけれども、落ちておりますではないですか。蟹江町の出した単価で入札が落ちるとではないですか。何でこれだけ落ちんのですか。みんな上がると言われる。下水だって上がるとではないですか。みんな一緒ではないですか、これは。なのに何でこれだけ皆さん認めてしまうんですか。上がるとからあかなんだって。これはおかしいのではないですか。もう完全に、言葉は悪いですけども見られとるですよ、町の姿勢を。一斉にまず1回目、半分の人がやっております、辞退しております。それで1本ぼんと出した。そうしたら次は下げません。辞退です。もう見られとるのではないですか、これは。お前はそんな気がしますよ。これは急に蟹江町もやらなければいかんと。無理して落としてまで仕事をとらんでもまたやってくる。もう一遍やってくれる。これはお前、完全に業者に蟹江町の足元を見られとると思っておりますよ。こんなことをやっておったら、これからどんどんこういうやり方でやられてしまいますよ、入札なんか。今、副町長が言われたコンパクトでこれはやらなければいかんと言われた。もうコンパクトではなくなってしまったのではないですか。ここで2億円で2億4,000万円、5,000万円になってしまうのではないですか。ほかにもまだやるところがいっぱいあるのではないですか。こんなことを言っておったら、本当に資材が高騰しておるから高くなるんだと言いなりにではないですか、向うの。こっちだってちょっと強気に出なければいかんですよ。蟹江高校の跡地を買ったときだもそうではないですか、町長。最初は2億円だ3億円だって町長は言ってみえた。お前はげ

んこつで、そんなもんだでもらってこれやって町長にも言いました。だけれども蟹江町、安く手に入りました。やっぱり駆け引きですよ。いつまででもあかんですよ、そんなことをやっておっは。これから特にそうではないですか。もう見られておるですよ、足元を。もっと強い姿勢でやってもらわんと、こんなことをやっておっはあかんですよ。

（「予算が予算でないですよ」の声あり）

本当だ。今言われた。予算が予算でなくなってしまうし、高くなっていることは皆さんもわかっておる。テレビでもよくやっておりますがな。入札が落ちないということはどこでもよくやっておりますがな。だけれども、それをいいことに業者だってどんどん上げてきますからね、そんなことをやっておったら。もっと厳しい姿勢でいかんと、これは絶対に行政がやられてしまいますよ。ましてや蟹江町なんてまだこれから下水もいっぱいやっていかないかんですし、蟹江高校のところでもこれだけではないんでしょう。まだやるんでしょう。そういうことを考えておったら、もうちょっと強い気持ちでやってもらわんといかんということを僕はちょっと……。だから、どこに責任というか、どこか責任をとらなければあかんですよ、これは。こういう形になってしまったら、誰かが。どうですか町長、どう思いますか。

○副町長 河瀬広幸君

積算は非常に難しい状況で、何遍も申し上げますけれども、3月末、これは予算組みの中できちんと積算をして入札の執行に向かっていくわけですが、その点では黒川議員がおっしゃるように確かに高騰等も耳に入っておりました。そこで設計者と協議しつつ、これなら何とかやれるだろうというのが結果として不調に終わったというのがあります。それで公共工事の中でたくさん不調に終わっていますが、我々も想定以上の急騰が影響したということがありましたので、できるだけその辺も踏まえてやったつもりが、結果こうなったことに対しては大変申しわけなく思っております。ただ、我々もやることはやりましたので、次回に向けての発注につきましては、きちんと精査をしてやらせていただくと。

それともう一つは、下水道工事を引き合いに出されましたが、これは既に18年から始まっております、特に下水道工事は県の積算単価がありまして、それらを参照しますので、余り大きな変動はないように私どもは捉えております。ただ、建築等に関しては、非常にアップダウンが激しくて、我々の発注する過去の建築工事の中でも、例えば落札率が6割だとか、それから不調に終わったとか、そんなどちらかというアップダウンのような傾向がございますので、非常に読みづらいという事情がございました。ただ、読みづらい事情はあったもののこういう結果になりましたもので、次回につきましてはきちんとまたあらゆる情報入手しまして、適正に執行できるように努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願います。

○10番 菊地 久君

過ぎたことを責めるつもりはありませんが、一般論として方法が決断、いつやるべきか。

当初予算は当初予算、もうその当初予算のときからこれは無理だよというのは、大体ちまたの声で、それは県の工事や何かはほとんど落ちていないんですよ。公共事業はみんなばたばた落ちないんですよ。特に東北大震災のほうの問題やら一気にやれと声はかかっておりますけれども、金はあっても人手がなくてできんだとか、そういうことでできていないという世間の状況認識をどう判断できたか。思い切って、当初予算は予算であるけれども、情勢変化でここに文章で書いてありますように、諸般の資機材の高騰などによりとか、いろんなことを書いてある理由をもっと早めに的確につかんで、5月なら5月に補正予算を組んで、例えば3,000万円ぐらい補正予算をやるというようなことをやって、中身を2億600幾らかの工事予算を例えば……。済んだことだったら言いやすいけれども、済んだことならもっと早く私も気がついて言えばよかったということになりますよ、そういうことを結果であるけれども言われるわけですよ。何で、だったらそのときに4,000万円ぐらいの15%から20%、大体2億円を組んでおりましたので、20%高騰だといえれば2億4,000万円の例えば4,000万円を補正予算で組んできちんとして、それから入札へかけるだとか。どっちみち、今の結果からいえば、入札落ちてからだから7月からでしょう、工事は。だから一緒なんですよ。日程的にはだからそういうふうな、今の結果からいうと、そういう決断ですね。そうはいってもこれは落ちないといって、思い切って大胆に補正予算をそのときにどんと出すというぐらいの決断ができなかったところにちょっと無理があるなど。無理があるなら皆さんを責めるつもりはありませんけれども、そういう状況の変化に敏感に適応できる大胆さが必要であったかなど。確かに我々としてはできた結果を見て、あかんではないか、何をやっておったのだと。町長、何やっておったのだと言えればいいわけ。言いやすいんで言いますよ。こういう方法があったのではないかと。何をやっておったんだと。これ我々は議員ですから、議員の立場として当然なんです。もっとほかにできなかったの。そのときの勇気と決断に欠けておったのではないかと。その辺についてどうなのと責められたときに、判断の仕方について、こういう結果なんだからまずかったねという印象しか与えないわけ。そういうことは非常に私は残念でなりませんので、今回のことを振り返りながら、あのときこうすればよかったな、こうすべきだったなと悔いが残ったのではないかなど。これは町長を初め、担当者もかわっていろいろしたもんですから、そんなことを言ったら切りがありませんが、そういうことで私は今回のこの入札の結果の問題、次の9月にも同じことを言わないかんかもしれませんけれども、9月になると大分またわかるんですよ。それから、例えば本当にやるかわかりませんが、来年の工事のやり残しのフットサルのナイター設備をして、県からどうだねと言われると思いますので、そのときの総トータルの全体的に蟹江高校の跡地の整備事業計画からいうと、大体何億、えらいかかったもんだねというのが最終結果になると思いますが、それでもいいものはいいですよ。皆さんにとってすばらしい、あれだけの土地が蟹江町は安く手に入って、こんなものができて、そして皆さんの希望の丘が生まれて、夢と希望がかなえら

れるようなすばらしいことがなっていけば、このぐらいのことでよかったよねとかといって、結果論で皆さん褒めてくれるかもしれませんが、何をやっておったと言われるかもしれませんが、ぜひ今のことは自然の成り行きでこうなってしまったよというような、そういう執行部側の姿勢ではこれは納得できませんよ、正直言って。だからやっぱりそれはこういう失敗があったと。こうすべきだったと思うなら思う、今後はこうしていくべきだったとか、こういうような思いを最後で結構でございますので語っていただければいいかなと思いますので、町長は横ばっかり向いておるようでいかんけれども、町長、これはどうなんですか。本当に大事なことなんですよ。よければ褒められて当たり前。こういうことになればいいかなと言われて当たり前なんですよ。だから町長のほうからも一言何かあったらお聞かせ願いたい。

○町長 横江淳一君

菊地議員、そして黒川議員、中村議員からいろいろご意見をいただきました。担当者並びに副町長がお答えをいたしました。確かに資料不足は否めなかったのが大変申しわけなく思いますし、最終責任者は町長でありますので、皆様方に大変ご心配をおかけいたしましたことを心よりおわびを申し上げたいと思います。

平成26年がスタートしたばかりでありまして、皆様方に当初予算94億円をお認めいただいた、そして当初予算としてこの蟹江高校跡地の整備費用を上げさせていただきました。我々はコンパクトなできるだけ安い金額、なおかつ喜んでいただけるような最小限の歳出で最大限の効果をという地方自治体の理念に基づいて整備をさせていただくつもりでございました。今、ご指摘いただいたように、過日5月22日の入札の時点では大変ご迷惑をおかけいたしました。私どもも2億円余の予算を実は持っておりました。そんな中で、各所で不調が続いておると。設計者ともしっかり調整をしながら、これでいけるのかということも再度やらせていただきました。工期の問題、それから材料の問題等々もやりましたが、設計者としてはこれでいけるという確信に近いお言葉をいただきましたので、我々といたしましても何とかこれでいけるだろうという気持ちは持っておりましたが、結果は皆様方にいろいろご意見をいただいているとおりの結果となってございます。内容につきましては、決して変えていることではございません。その前にも消防署の倉庫の建設も若干不調に終わったということで、嫌な雰囲気は今後漂うわけでありあります。ただ、黒川議員からもご指摘をいただいた下水道については、ちょっとこれは積算の方法が国・県の補助金の関係でございますので、若干違うということだけをご理解を賜りたい。今後、このような状況になったときには、補正予算をという菊地議員の本当に温かいご指摘をいただきました。ただ、補正予算といってもどうしても財源を用意しなければいけない。どこかのお金を追っているわけではありませんし、実際2桁の財調をしっかりと堅持しつつ、最終的にはまた2桁の財調を残しつつ新年度に持っていくという考え方をここ数年ずっと続けさせていただいております。そんな中で、国・県

並びに補助金、交付金をしっかり利用しながら、これからの住民サービスに努めてまいりたいというふうに考えております。

今回のことにつきまして、まだ駐車場の整備が幾らかかるかということ、先ほどいろいろ数字をおっしゃいましたが、決まっているわけではございません。今後9月に向けまして、しっかりと関係者と話をしながら、皆様方にご迷惑をおかけしないように、若干金額の変動の変更はあるかもしれませんが、ご容赦を賜りたい。ただ、ご指摘をいただきましたことについては、今後しっかりと心に受けましてやってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁になったかどうかわかりませんが、大変申しわけなく思ひます。

どうぞよろしくご協力のほどお願ひを申し上げます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第4 議案第28号「蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について」

日程第5 議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本3案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○総務民生常任委員長 黒川勝好君

それでは、総務民生常任委員会に付託をされました3案件につきまして、6月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、軽自動車税について、新規に登録する車両と14年以上経過した車両への税改正を行うということだが、この間の既存車の税率はどうなるのかという内容の質疑がございました。

これに対し、初年度登録から14年に満たない既存車については、7,200円であるという内容の答弁がありました。

次に、外国法人とあるが、この近辺にある外国人が経営しているヤードなどは該当するのかという内容の質疑がございました。

これに対して、ヤードは工場関係であり、外国法人のうち国内にある建設作業所に該当するため、課税対象になるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り討論を求めたところ、討論もなく議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、任命権者が新条例ではわかりやすく町長と規定しているが、旧条例ではどうなっていたかという内容の質疑がありました。

これに対して、旧条例では、会長は当該地方公共団体の長を充てることとなっていた。今回の改正により明確にしたという内容の答弁がございました。

他に質疑を求めたところ他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第28号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回の改正により算出された歳入減見込み額とは何かという内容の質疑がありました。

これに対して、減額されると推測される世帯数を試算した結果、改正前と改正後の軽減額の差額1,147万6,000円が歳入減と見込まれるという内容の答弁がありました。

次に、町の歳出がふえるということかという内容の質疑がありました。

これに対して、保険基盤安定負担金制度により町の負担は4分の1であることから、歳入減見込み額のうち約280万円が町の負担増加になる。一方、課税限度額の改正では約330万円の歳入増加を見込んでおり、これにより歳入・歳出の増減は相殺されると推測しているという内容の答弁がありました。

次に、増税はどのくらいの所得以上の世帯が対象となるのかという質疑がありました。

これに対して、改正後の課税限度額81万円を超える世帯所得として約1,200万円以上が対象となるという内容の答弁がありました。

次に、減額対象は世帯所得で幾ら以下の人たちかという内容の質疑がございました。

これに対して、2割軽減を例に挙げると、改正後は4人世帯で合計所得が年間213万円、給与換算で約330万円以下の世帯が対象となるという内容の答弁がありました。

次に、今改正はどこに目線を定めてなされているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、限度額の引き上げについては、収入の多い世帯、軽減の部分が広がるのは所得の低い世帯であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第29号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会に付託されました案件終了後、その他として所轄事務調査の質疑を認め、理事者より答弁を受けました。

1つは、設楽町との協定締結について、もう一つはマリオン市派遣団来町についてであります。

まず、最初に、設楽町と交流・協力に関する協定の締結について詳細を説明してほしいという内容の質疑がありました。

これに対して、7月4日、愛知県庁東三河総局にて、蟹江・設楽両町長の出席、副知事同席のもと協定の締結を予定している。本年度予定している事業として、旧蟹江高校跡地整備事業の一部で設楽町産の間伐材を利用、親子キャンプの実施、町民まつり等での特産品販売、そして民間交流の実施がある。ここに協定書の案を示す。両町の発展と住民福祉の向上に寄与することを協定締結の目的とするという内容の答弁がありました。

次に、協定締結に至るまでの経過を何も聞かされていない。今までの経過は。また、協定というレベルの話であれば、まず議会に丁寧に報告をして意見を聞くべき。行政だけでなく、町全体で盛り上げていくという姿勢に欠けるのではという内容の質疑がありました。

これに対し、愛知県内の町村数減少の折、海部地域だけでなく愛知県全体を捉えて町村間の交流を深めたいという思いがあった。設楽町とは森林(もり)まつりへの参加に始まり、親子キャンプ開催候補地の視察、町民まつりでの特産品販売等を通じて、交流・協力に関する協定を締結するに至った。

また、議会に対しては、蟹江・設楽両町とも、事前に概要説明をし、協定締結した後に細かな話をしていくという姿勢をとっており、歩調を合わせているという内容の答弁がありました。

次に、施設の建設などは含まれず、あくまで人的・観光的な交流かという内容の質疑がありました。

これに対し、現段階で将来的に施設の建設などは考えていないという内容の答弁がありました。

次に、委員の視察はという内容の質疑がありました。

これに対し、防災建設常任委員会の場でも報告し、設楽町の視察について議会全体で検討したいという内容の答弁がありました。

次に、マリオン市からの派遣団来町について説明をしてもらいたいという内容の質疑がありました。

これに対し、7月12日から18日の期間、大人4名、生徒4名の派遣団が来町予定であります。13日にウエルカムパーティー、翌14日に町内施設見学を実施、15、16日に生徒の学校生活体験、17日に名古屋市内観光予定。宿泊については、大人は湯元館、生徒はホームステイとするという内容の答弁がありました。

次に、設楽町とマリオン市、それぞれの交流について町長の思いを一言お聞かせ願いたいという内容の質疑がありました。

これに対し、設楽町との交流・協力について、未来永劫続けていけるよう努力したい。マリオン市に関しても、今回初めての来町なので、議員各位に協力を願いたいという内容の答弁がありました。

次に、ウエルカムパーティーの参加者の中に議員も含まれているのに、議員が何も知らないのはいけないのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、アメリカ的な考え方というのがあり、行程が決まったのは数日前である。ご報告が遅くなり、まことに申しわけないという内容の答弁がありました。

次に、来町に係る費用の負担はという内容の質疑がありました。

これに対し、生徒のホームステイについては、受け入れ家庭が負担する。渡航費、宿泊費はマリオン市側が全て負担するという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町から派遣したときはどうだったかという内容の質疑がございました。

これに対し、生徒のホームステイについては、全て向こうの受け入れ家庭が負担。職員については町の公費で負担しているという内容の答弁がありました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号「蟹江町青少年問題協議会条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第6 議案第30号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」

日程第7 議案第31号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」

日程第8 議案第32号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」

日程第9 議案第42号「町道路線変更について」

を一括議題といたします。

本4案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 大原龍彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○防災建設常任委員長 大原龍彦君

防災建設常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る6月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に消防に関する1案件、議案第32号の審査を行い、続いて産業建設部に関する3案件、議案第30号、31号、42号の審査を行います。

最初に、議案第32号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目に今回の改正の趣旨と概略はという内容の質疑がありました。

これに対して、平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会において爆発事故が起きた。これを受けて、多数の人が集まる催しに対して安全を図るため、今回の改正となった。この改正により、コンロなど対象火気設備を使う場合は消火器を設置しなければならなくなり、1日当たりの人出予想が11万人以上、かつ100店舗以上を出店する屋外の催しについて、消防長が大規模な催し物と指定した場合、火災予防上必要な用務に関する計画の提出や防火担当者を定めることが義務づけられた。蟹江町では対象となる催し物は現在ないという内容の答弁がありました。

2つ目、福知山の事故では爆発が起きた。通常の消火器では対応が難しいのではないかとという質疑がありました。

これに対し、大規模な催しについて、火気の取り扱いや危険物の置き場所など計画の提出が義務づけられているので、そこで消防から指導するという答弁がありました。

3つ目、消火器の設置は、火気を取り扱う店舗、露店一つ一つに義務づけられているのかという質疑がありました。

これに対して、取扱者ごとに義務づけがされるが、共同で設置しても安全に取り扱うことができれば、共同で設置することも可能であるという内容の答弁がありました。

4つ目、消火器はどれくらい共同で設置できるのかという質疑がありました。

これに対して、3店舗で最低1本、3店舗の真ん中に設置し、いざというときに使えるよう指導する予定であるという内容の答弁がありました。

5つ目、消火器の設置について、ブースのどれくらいに設置するのか。また、消防署から現場へ来て指導されるのかという質疑がありました。

これに対して、ブースごとではなく、火気を取り扱うテナントごとに消火器を設置していただければよい。火気を取り扱う場合には、届け出をしなければならなくなったので、届け出の際には消火器の位置などを確認するという内容の答弁がありました。

6つ目、届け出はいつまでに行わなければならないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、大規模な催し物については14日前までに、それ以外の場合は催し物をされる前まででよいという内容の答弁がありました。

7つ目、町内のイベントなどにも周知徹底すれば、安全になるのではないかという質疑あり。

これに対して、町のホームページや広報、回覧などでPRをしていくという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、行政体の規模で何人という決まりがあるのかという内容の質疑がありました。

これに対して、区域内農地の面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会については、20名以内となっているという内容の答弁がありました。

2つ目、蟹江町は何ヘクタールなのか。また、20名以内の中に学識経験者の人数も含まれるのかという質疑がありました。

これに対して、今年度の選挙人名簿から196.59ヘクタールである。また、20人以内には学識経験者も含まれているとの答弁がありました。

3つ目、学識経験者は除き、何世帯から10名選ばれるのかという質疑がありました。

これに対して、平成26年4月1日現在で412世帯であるという答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めましたところ討論もなく、議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、1つ目、照明灯はLEDなのか。また、新しい遊具の注意、指導はどのようになっているのかという質疑がありました。

これに対して、照明灯はLED照明である。このなかよし公園の遊具は、公園を利用していただけるようなお母さん方に集まってもらい、ワークショップを開いて希望の遊具を設置した。公園の遊具は定期的に保守点検を行い、かつ安全点検の指導についても適宜行っていくという答弁がありました。

2つ目、都市公園はこれで幾つあるのかという質疑があり、これに対して、都市公園は18になるという答弁がありました。

3つ目、都市計画事業の区画整理をするときは、公園を確保しなければならないと思うが、ヨシヅヤ南のはつらつ公園とここの公園で面積は満たされているのかという質疑がありました。

これに対して、今回のなかよし公園とはつらつ公園を合わせた面積で基準をクリアしているという内容の答弁がありました。

4つ目、公園に浮浪者がいる場合、まちづくり推進課へ対応をお願いすればよいのかという質疑があり、これに対して、公園は全てまちづくり推進課の所管となっているので、まちづくり推進課に言っていただければよいという内容の答弁がありました。

公園の水道は常時使用できるのかという質疑がありました。

これに対して、蛇口をひねって放すととまるタイプのものを設置しており、24時間使用ができるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第42号「町道路線変更について」を議題としました。

審査に入ったところ、農地転用の手続が必要だと思うが、あま市側はあま市、蟹江町側は町で手続をするのかのという質疑あり。

これに対して、蟹江町は蟹江町の農業委員会にかけ、転用の許可を取り、あま市はあま市の農業委員会で許可を取るというが答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会に付託された案件終了後、理事者側より「設楽町との協定について」また「マリオン市からの派遣について」の報告の申し出がありましたので許可をいたしました。

まず、「設楽町との協定について」の報告に対し、1つ目、現在協定はどこと組んでいるのか、また、藤原町との協定は自然消滅したことになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在はマリオン市との姉妹都市提携以外特にない。藤原町とは姉妹都市提携を解除したということではないが、合併により藤原町というものがなくなっているため、自動的に消滅をしたような形になっているという内容の答弁がありました。

2つ目、今回の協定は、姉妹都市提携の話を持っていく前段階なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、将来的には可能性はあるかもしれないが、姉妹都市提携を目指してやっているわけではないという答弁がありました。

3つ目、協定を結ぶことで町民に対してメリットはあるのかという質疑に対し、公共施設の相互利用など、手始めとして防災関係、地域産業、文化間の交流も徐々に深めることが第一歩と考え、町民のそれぞれのメリットを生かしていきたいという内容の答弁がありました。

また、議長から、この交流がどのように発展するのか検証しなければならない問題である。総務民生常任委員会で現地視察の話も出ているので今後どうするか、各委員長を交え相談し、皆様に報告したいという内容の発言がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切りこの件を終了いたしました。

次に、「マリオン市からの派遣について」の報告に対し、1つ目に蟹江町が持つ費用と向こうが持つ費用について説明してほしいという質疑がありました。

これに対し、ウエルカムパーティーを初めとした期間中の案内などについては町が負担し、引率者の宿泊費についてはマリオン市が負担する。生徒さんについてはホストファミリーにお願いすることになるという内容の答弁がありました。

2問目、蟹江町の生徒はホームステイさせてもらったときはどうなのかという質疑あり。

それに対し、向こうのホストファミリーにお金を払うなどは一切ないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、この件を終了しました。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(14番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

これより、議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第30号「蟹江町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第32号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号「町道路線変更について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑が内容ですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおりに可決されました。

○議長 吉田正昭君

ここで暫時休憩とします。

午前10時45分から再開いたします。

(午前10時30分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 吉田正昭君

日程第10 議案第41号「海部津島土地開発公社の解散について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第11 議案第43号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

今回の補正の主なものは、社会保障と税の番号制度整備事業ということで、11ページに書かれていることだと思いますが、これについてお伺いしますが、この番号についていろいろありまして、国民総背番号制というようなことも言われましたし、また、今回このような形でも出てきております。そしてまた住民登録をした際に、今蟹江町の住民はほとんど番号がつけられておりますね。かなり長い桁数ですけれども。そんなような形で、いろいろ番号制ということが言われているわけですが、ここに出てきている番号ですけれども、社会保障と税の番号制度というふうに書いてありますが、これは具体的にどれとどれとどういうことについて番号がまずつけられるのでしょうか。例えば、税と年金とか、介護とそれから国民健康保険だとかいろんなことがあると思っておりますけれども、どの程度の保障の中身とそれから税はわかりますけれども、つけられるものなのか。その辺を少し整理して説明をお願いしたいと思います。

そして2つ目の質問は、これは単に番号を設定するものなのか、その番号の背景には、個人データですけれども、例えば社会保障の関係の個人データ、税の個人データというものが

この番号のもとに全部集約されて保管されるというようなところまでの理解が必要なのかどうか。

その2点についてお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

それでは、中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の社会保障番号制度の導入でございます。この番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤でございます。簡単に申し上げますと、従来ですといろいろな制度によって個人番号というのがついていました。それを国が統一的に一人一人に番号を振ろうという考えのものでございます。ですから、今までのように、制度ごとに番号がそれぞれついてきたというものを1つの番号に統一し、一人一人に個人番号を付与するという考えのものでございます。

それから、個人データ云々というお話でございますが、これは社会保障・税ということで、主なものとしたしましては、年金だとか労働とか福祉、医療、その他の分野で使う予定をしておりまして、今回上げさせていただいたものは、その中の番号制度対応システムの改修ということで、まずは住民票等々に係るシステムの改修を予定する予算でございます。

以上です。

○8番 中村英子君

そうしますと、従来それぞれ年金は年金、それから福祉関係は福祉関係、医療は医療で、それぞれの番号があったけれども、それを物理的に1つのものにするという、単に事務的な事務処理上のことで事が済むことなのか、あるいは、また、例えば総合的にどの病院にどのようにかかっている、どの介護をどのようにしているというような、全部のデータがここに集約されて、町として、独立したものとして保管していくというようなやり方になるのか。例えば各課でありますよね。各課でそれぞれ違うと思うんだ、年金は年金でこれは年金保険庁がやっていますけれども、窓口が蟹江町にあるわけですがけれども、年金は年金、労働は労働、福祉は福祉ということで、各担当課が縦割りであるではないですか。そういうことではなしに、それは全部を1つのものにまとめたものは、1カ所に保管してそれはどのように利用されていくのかということなんですけれども。

それと、あとそこに入るデータですが、その番号によって一目この人は年金は幾ら幾ら対象になっているだとか、病院はどこどこにどれだけかかりましたとか、そういうことが全部一覧で出てくるわけですね。全部がそういうふうに一覧で把握していくものなんですかということなんです。

それと、これは国が言っている総背番号制ということなんですか。この事業そのものは。

今言っているような背番号制に当たるものなのか、背番号制はまた別のものなのかということが1つです。

それから、今までも住基に個人の番号がついていますけれども、この住基についている番号はその人の例えば履歴もみんな入っていると思うんですね。氏名、生年月日、住所はもちろんですけれども、その人の犯罪履歴だとか、何たらかたら履歴だとか、いろんな履歴というものがその中に含まれているのではないかと思うんですけれども、その辺のところはどんなふうに整理して考えたらいいかちよっとわからないものですから、もう少しその意味、このことになることによって何がどう変化するかという意味について教えてほしいし、その3つある番号というのはどういうふうに連動するのかわからないのか、その辺をお願いします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

中村議員からのご質問でございます。

まず、番号制の意味でございますが、これは先ほども申し上げましたように、従来幾つかの制度によって、それぞれ番号があったケースがあると思います。これを一人一人統一した番号にすることによって、その番号でその人を全て管理しようというのがもともとの考え方でございます。その中で、先ほどおっしゃいました背番号制というお話があったと思います。背番号制と今回のものは同じものだと考えていただいてもいいと思います。言い方はいろいろありまして、マイナンバーだとかいろんな言い方があるかと思うんですけれども、その中の正式な言い方で申し上げますと、社会保障・税番号制度という言い方をするだけでありまして、中身としてはほぼ同じものだと考えていただければよろしいかと思っております。

それから、3つの番号がどうなるのかというお話ですけれども……。

（「もういい、それはもういいですよ」の声あり）

よろしいですか。

（「どういうふうにこれを利用するというか、どういう状況の中で使うのか」の声あり）

例えば、私ども行政側から申し上げますと、1人の方に番号が統一して振られているわけですので、いろんな手続なんかをする場合にその方の番号がわかれば、いろいろ照会をかけるとき等々においても、いろいろと便宜が図れるのかなというのがあります、まずは。逆に住民の方々にとってもメリットといたしましては、従来ですと書類なんかを出す場合に、それぞれの省庁に出かけて、それぞれの書類を集めて提出というような形が多かったと思うんですね。それが1つの番号によって、かなり書類等々を集約することが可能になってまいりますので、番号等々が集約されることによって、従来のようにたくさんの書類をそろえなくても、1カ所に行って手続が済むようになるものもあるかと思っております。

以上がメリットと考えております。以上です。

○10番 菊地 久君

今の質問に関連してくるんですが、具体的に町が国から500万円ぐらいのお金、国の補助

金をいただいて、一般財源も500万円ぐらい持ち出してやるやつですが、国と地方とがやるんですよね。国の事業と同時に地方はそれとお手伝いをして、一つの何かがあると全部集中されていくのは国の総務省か何か知りませんが、前のときにも予算をつけて、いろいろやっておるようでありませぬけれども、そのときに我々一人一人、蟹江町民があなたとは、よくよそへ行きますと免許証を出してちょうだいと言われる、免許証を出しますと免許証でいろいろやってくれたりがあるんです。役場だと、例えば国民健康保険、我々だと後期高齢者のカード、同じ病院に行くにも2枚持っていくとか、いろんなことがあるわけです。だからそれについて、あなたはここの整理をするときに、住基に入っておる番号と照らし合わせて、どこを基本にするかは知りませぬよ。その人の入っておる番号と合わせて、社会保障で年金、保険、国保、高齢者介護保険、いろんなものがあるんですけれども、一括をして、この私が動くことなり何々が全てわかるような制度にしたいと。そのためにデータを全部一本化して、私だと蟹江はマルかバツか知りませぬよ、カのハのへのそして最後のほうに海部郡蟹江町はとって、生まれたでやるかどうかわかりませぬが、1つのものができることで全部わかっていってしまう。1つのデータとして国に。国でわかってしまう。そのお手伝いを地方で蟹江の今の町民をデータ化しようという中身で、ここにも書いてありますように、最後に番号制度対応のソフトウェア購入費と書いてある。あるんですよ、こういうものが。これを町が購入するんだね。だから正直言って、そういうものに私は弱いわけ。電卓だとかそういうものに弱いものですから、あなたはこれを整備していくことによってこういうデータでわかりますよとか、こういうことができるのかどうか。一番心配しているのは、民生の関係です。困って来る。課があつて係があつて、その人が何が悪いのか。例えば病気。痴呆症にかかっているかもしれない。認知症かもしれない。でもひゅっと見るとわかってしまう。来たときに自分がどこにいったらいいかわからんけれども、番号を持って何番だと見せると、全部ずっと出ると、要介護1だとかああだとか、年金もらっているとか、何もかもわかってしまうような中身にしようとして便利さを求めている。一方で非常に便利なんです。それを町自身がこれから作業をやる時のポイントです。蟹江町の予算をもらって国から言われておる指示の中で、何をポイントにおいておやりになろうとしているのか。それで我々町民は、知らないわけ、正直。知らないままデータに入っていきますよ。それでデータに入って、私たちが一番便利を求められるかどうかということ。番号をもらって、痴呆になったりなんかして役場に行つて出すと、名前から何から全部出る。年金、過去はどういう人だったかわかる。楽だよね。そうなるよ。そういう形を今回総務省のほうからつくってくださいという補助金も出て、町も受けてやる範囲、この作業に入る範囲。ここに書いてあります番号制のあるんですよね、対応できるソフト。町が買うか借りるか知りませぬよ。その辺のところはこれは漠としているわけ。この予算。我々は事務者ではないのでわかりませぬよ。わからんけれども、予算を使って国から補助がぼんときて、町も一般財源を使うわけ。職員の皆さん方

がおやりになるけれども、自分らと同時に専門家と相談をしながらシステム課を入れてくるんだよ。それであなたはこれをやることによって、1年通じてやったり、2年つくるか3年になるかわかりませんが、蟹江町民一人一人にとって、あなたはこんなものができるよと。例えば免許証。これを1枚持っていれば、すぐわかってしまうよと。持ってくるよと、データを入れてくれるよと。そんな便利さを求めようという一環なのかどうかなんです。その辺のところをもう少しわかりやすく、もしあるならきょう説明でなくても結構ですので、何らかの国から指示が来ているものがあるはずですよ。そういうもの、データなり資料なり、目的なりをもう少しわかりやすく、何らかの形で資料を出していただければわかりやすくなるのかなと思います。これからいろいろ勉強になると思います。国民背番号制、一人一人がおぎゃあと生まれたときから番号がついてくるんです。全国で行方不明者何名とか、いろいろありますよね、今。地方で家を出ていったまま帰ってこない。17年間もよそにおったとか。そういうのもどうなのかなとか、いろいろと心配事がありますが、ぜひ教えてもらいたいです。正直わからんです。お金はいいよ。町の財源を使うんだね。何ができて何がどうだということになるとわかりません。だからもう少しわかりやすく、ひとつ説明を、きょうここではなくて結構です。きょうやって終わる話ではありませんので、続いていく話ですので、ぜひそれらしい資料だとかやっていたらお見せいただいで、何らかの形で教えていただければ、全体のものになると思いますのでお願いをしたい。お願いでございます。これは1点、勉強をさせてください。勉強しても頭が悪いので覚えられんかもしれないけれども、一遍勉強させてもらいたい。これ1点。

それから2つ目には、前に説明で聞いたかもしれませんが、教育費の関係で学校生活適用指導教室管理費と書いてあるね。100万円。それで工事費になっておるんですよ、これ。施設の改善費というのでほとんど使われるのですが、これはどこのところをどのような形で改善されるんですか。聞き漏らしたかもしれませんが、再度ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

ただいまのご質問ですが、学校生活適用指導教室の管理費、今現状アイリスで使っております。昔、図書館でつくられておった建物の外壁が経年劣化によりまして剥離して落下してきている状態でありまして、その部分を今回改修したいとするところであります。外壁の壁の改修であります。

○10番 菊地 久君

思い出してきました。アイリスね。古くなっておりますが、壁、内装、いろいろおやりになるんですが、100万円の範囲の中での工事の見積もりとかそういうものについては、先ほど話は出ておりますので金額100万円ぐらいだどうだということになってはいけませんけれども、その範囲で適用されて、求められておるような中身を改装したりできるのか。当初予

算のときと今と。どこでも工事は高くても安くても全体的には伸びておるということは事実です。相馬建設は別よ、あそこはまた別の事情がある。相馬さんに頼めばただでやってくれるかもしれんけれども。だから、この辺のところも十二分に、まだこれからのことでございますけれども、予算がなくて、今まで思っておったよりも8割しかできませんよというようなことにならんように、ぜひ考慮をしておいていただきたいと思います。

○8番 中村英子君

先ほどの番号制度のことでもう少し質問いたしますが、今、一本化するということなんですが、委託料というふうになっておりますので、これは日本電算に委託するのかなと思いますが、1つのサーバーの中にこのデータというのがみんな蓄積されると思うんですが、これの管理ですけれども、これは蟹江町の庁舎内において行うのか、この委託先において行うのか、どのような行き方になるのでしょうか。

それから、今言ったように、町民が全部一本化されるわけですが、このデータが外部とネットでやりとりしなければならないようなこと、例えば県とか医療機関、労働、外部とのネット関係で結ばれることがあるのかなのかということ。この2点とそれからもう1点は、今まで住民の方が蟹江町だけではなくてどこの市町の窓口でも、担当が違ったり回しにされるというか、ここは担当は福祉、介護は介護、高齢者は高齢者、国保は国保、福祉は福祉でみんな窓口が違って、あっち行ってください、こっち行ってくださいということで、非常に窓口に来られた方があっちこっち違うところに行くというようなやり方だったと思うんです。蟹江にかかわらずよその市町もそうだったと思うんです。それで、このように一本化されたそのものになってくると、例えば窓口において、データは1つのサーバーからみんな出せるわけですから、証明書なり、例えば入るなり出るなり、いろんなあれがありますよね。死亡したなり何なりということ出入りというものがかかなりあると思うんです。それは連動して幾つもの課にまたがって従来はおったんですけれども、例えば将来的には窓口は一本化されておまして、それに必要な発行物というのはそこで手続きができるというような形にまでこれは発展できるということなのか、そうではなくて、窓口業務と受け取りは従来どおり全部それぞれでやってもらうんだよということで、そういうメリットはないのか。その辺はどういうふうに変化するのでしょうか。お伺いします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、データの保管場所というお話だと思います。今回、住民基本台帳システムに係る部分については、これは蟹江町のほうのサーバーにおさまっておるんですけれども、個人番号制度に基づいて個人番号が制定された折には、これは国のほうで一括で管理される予定をしています。蟹江町の庁舎内ではございません。

(「国の一括管理、ここではない」の声あり)

蟹江町のほうではございません。

(「蟹江町で管理しているのではない」の声あり)

それから、あと外部とのやりとりをネット回線を使うかというお話だったと思いますが、これにつきましても、もちろんネット回線は使うんですけれども、それ用の専用の回線を使いますので、一般の方がそのネットの中に入り込んでデータを抜いたりだとか加工したりだとかはほぼ不可能だと考えております。

それから3番目でございます。窓口にデータを使ってたらい回しというか、何カ所か行っただけでやっが全て解消できるかというお話だと思いますが、その辺のところにつきましても、今後まだ全てが決まっておるわけではございませんので、そういったことも含めましてこれから順次決めていく問題がたくさんございますので、その中でまた、先ほど菊地議員がおっしゃってみえたようなそういった機会を設けて、議員の皆様方にもお知らせすることができるかと思っておりますので、また、しばらくお時間を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第12 発議第4号「「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○11番 奥田信宏君

発議第4号「「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、同、高阪康彦、同、菊地久、同、伊藤俊一、同、戸谷裕治。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)」。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を初め、2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方自治体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記。

1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣。

以上で提案とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第13 発議第5号「学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 高阪康彦君

発議第5号「学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、菊地久、同、伊藤俊一、同、戸谷裕治、同、奥田信宏でございます。

朗読をもって提案にかえさせていただきますので、お願いをいたします。

学童保育の拡充と最低基準づくりを求める意見書(案)。

1998年の児童福祉法改正にともない、学童保育は「放課後児童健全育成事業」として、法律に基づく事業となりました。今や、仕事と子育ての両立支援になくってはならない事業となっています。

ところが、学童保育所が増えつつも新たな課題が発生しています。例えば、「小1の壁」という言葉に代表されるように、保育所を卒園した子どもが学童保育所には入れない、あるいは学童保育所が設置されていない地域があります。また、地域の実情に応じて実施されてきたために大規模化により子どもの安全確保や情緒の安定が確保されないなど、深刻な問題が起きています。

こうした問題を受け、学童保育の基準を策定する運びとなってきました。しかし、これも実態を追認した内容が多く、抜本的な改善に向かうものとは言い難いものです。

学童保育の基準は、国をはじめとする公的責任の強化と、学童保育を必要とする子どもが安心して生活でき、健やかに育つことを保障につながる内容にする必要があります。

そして、質の向上のためには、学童保育所で働く指導員が安定的に働けるように常勤・複

数での予算化が必要です。よって、下記事項について措置を講ずるよう強く要望します。

- 1、学童保育に関する国の責任を強化し、学童保育の基準の内容を引き上げること。
- 2、指導員の人件費を常勤・複数で予算化すること。
- 3、指導員の福利厚生費を予算化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

よろしく願いいたします。

(13番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第14 発議第6号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地 久君

議長のご指名によりまして、ご提案させていただきたいと思っております。

発議第6号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年6月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、蟹江町議会議員、伊藤俊一、同、戸谷裕治、同、奥田信宏、同、高阪康彦。

では、原案を読ませていただきたいと思います。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書(案)。

憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とし、第9条に戦争放棄と戦力及び交戦権の否認を定めている。

平和的生存権は、日本国憲法の特徴であるとともに、すべての基本的人権の基本である。それは、名古屋高等裁判所が、2008年4月17日の判決で、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされるような場合」をあげ、平和的生存権の具体的権利性を例示している。平和的生存権を基本的権利として、生存権(25条)、勤労権(27条)などがある。

日本が世界で唯一の核被爆国であり、「原子爆弾の出現」がヒロシマ、ナガサキを繰り返すなとした日本国憲法の原点ともなった。1972年の沖縄返還に当たって、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核3原則を国是とした。安倍自公政権は「非核3原則」や「武器輸出3原則」を軽視し、与党幹事長が「核武装」発言をするなど、これまで築いてきた「準憲法的政治了解」を破棄しようとしている。「日米同盟」強化をタテにしたアメリカ軍による核兵器持ち込み、武器の輸出は許されるものではない。そればかりか憲法改正・集団的自衛権行使を公然とかかげ、「閣議決定」や「法制定」で憲法を蹂躪する施策をつぎつぎと打ち出している。

名古屋港、三河港を抱え、自衛隊小牧基地を抱える愛知県では、これまでに入港した艦船が核兵器搭載を「なかったとは言い切れない」とされては、多大な不安と動揺を与えるものであり、憂慮すべき事態である。

核兵器廃絶にむけた国際的な動きが広がっている。昨年のおスロ会議に続き、メキシコで「核兵器の人的影響に関する会議」が開催され、146か国が参加した。この会議では「法的拘束力のある条約をつうじて、新しい国際基準と規範をつくる」と明確に核兵器の使用や威嚇政策を批判し、核兵器禁止条約の方向を指し示した。しかし日本政府は「個別的・手段的自衛権にもとづく極限に限定」して核兵器使用発言をおこなっている(岸田外相)。政府は「核の傘」「核抑止力」論から脱し、被爆国政府にふさわしく核兵器廃絶にむけて世界をリードしていくべきである。

よって、蟹江町議会は、国において、蟹江町住民の不安の解消と生命の安全確保のため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

1、憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすこと。

2、非核3原則を厳正に遵守すること。

3、武器輸出3原則を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。

以上であります。よろしく願いいたします。

(10番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第15 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第44号「蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結について」の1案件と、「議会運営委員会委員の辞任について」、「議会運営委員会委員の選任補充につ

いて」、「議席の変更」の3件を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第16 議案第44号「蟹江高校跡地整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第17 「議会運営委員会委員の辞任について」を議題といたします。

順次、関係者を地方自治法第117条の規定により、1人ずつ除斥の上、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、採決は1人ずつ行います。

最初に、高阪康彦君の除斥を求めます。

(13番議員退席)

高阪康彦君から会派「清新」の退会の理由により、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、高阪康彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

高阪康彦君の除斥を解きます。

(13番議員入場)

次に、戸谷裕治君の除斥を求めます。

(3番議員退席)

戸谷裕治君から無党派所属議員の変更により、議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、戸谷裕治君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

戸谷裕治君の除斥を解きます。

(3番議員入場)

○議長 吉田正昭君

追加日程第18 選任第4号「議会運営委員会委員の選任補充について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

それでは、よろしく願いをいたします。

選任第4号「議会運営委員会委員の選任補充について」。

蟹江町議会運営委員会の委員を下記のとおり選任するものとする。

平成26年6月18日提出。

蟹江町議会議長。

先ほど「清新」会派の退会によりまして、高阪委員が辞任の許可をされましたが、今回新たに「新風」という会派が結成されましたので、その関係で1人の委員を選任するものでございます。

選任されましたら委員の構成は4人となりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長 吉田正昭君

説明が終わりましたので、お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任補充については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名をいたします。

議会運営委員会委員には高阪康彦君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、高阪康彦君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第19 「議席の変更」を行います。

会派の退会及び新会派の結成に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

2番 水野智見君の議席を3番に、3番 戸谷裕治君の議席番号を2番に、5番 佐藤茂君の議席を10番に、6番 山田新太郎君の議席番号を5番に、7番 伊藤俊一君の議席番号を6番に、8番 中村英子君の議席番号を7番に、9番 黒川勝好君の議席番号を8番に、10番 菊地久君の議席番号を9番に、それぞれ変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席図のとおりです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、変更することに決定いたしました。

ただいま変更された方は、次回の本会議から指定の議席に着席願います。

○議長 吉田正昭君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成26年第2回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

吉田正昭

8番 議員

中村英子

9番 議員

黒川勝好